

認知症対応型通所介護(介護予防を含む)重要事項説明書

1、事業所概要

事業所名称 古上条認知症対応型通所介護
所在地 山梨県甲府市古上条町424番地5
事業所指定番号 1990100206
管理者・連絡先 甲田 智洋 電話番号055-243-1122

サービス提供地域 甲府市（塚原町・下積翠寺町・上積翠寺町・下帯那町・平瀬町・塔岩町・竹日向町・高成町・猪狩町・川窪町・高町・草鹿沢町・御岳町・上帯那町を除く）

2、事業所の職員体制

管理者 1名（兼務）
生活相談員 2名（1名は兼務）
看護職員または介護職員 4名（3名は兼務）
機能訓練指導員 1名（兼務）

3、営業日・時間

平日、土曜日 午前8時30分 ～ 午後7時
休業日 日曜日

4、サービス提供の主な内容

- (1) 日常生活援助
- (2) 食事サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) 入浴介助サービス
- (5) 機能訓練
- (6) 口腔ケア

5、利用料金（2024.4.1～）

- (1) 介護保険給付対象費用（1割負担の場合）

サービス利用料金

介護報酬単位×利用実日数×単位数単価（1単位 10.17円）＝A

法定利用者負担分の算出方法＝当月介護報酬額－（当月介護報酬額×0.9）端数切り捨て

サービス時間 6 時間以上 7 時間未満

ご利用者の要介護度とサービス利用料金		うち、介護保険から 給付される金額(1割)	サービス利用に係る 自己負担額(1割)
要支援1	7,729円/日	6,957円/日	772円/日
要支援2	8,654円/日	7,789円/日	865円/日
要介護1	8,949円/日	8,055円/日	894円/日
要介護2	9,905円/日	8,915円/日	990円/日
要介護3	10,841円/日	9,757円/日	1,084円/日
要介護4	11,807円/日	10,627円/日	1,180円/日
要介護5	12,773円/日	11,496円/日	1,277円/日

サービス時間 7 時間以上 8 時間未満

ご利用者の要介護度とサービス利用料金		うち、介護保険から 給付される金額	サービス利用に係る 自己負担額
要支援1	8,756円/日	7,881円/日	875円/日
要支援2	9,773円/日	8,796円/日	977円/日
要介護1	10,108円/日	9,098円/日	1,010円/日
要介護2	11,207円/日	10,087円/日	1,120円/日
要介護3	12,305円/日	11,075円/日	1,230円/日
要介護4	13,414円/日	12,073円/日	1,341円/日
要介護5	14,512円/日	13,061円/日	1,451円/日

端数切り捨ての関係で、利用合計額に変動が生じます。

- ・ 入浴した場合は、上記料金に1回406円(自己負担分1回40円)が加算されます。
 - ・ また、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(所定単位数の174/1,000)が加算されます。
- (2) (1)とは別に、食費(おやつ代を含む)を1回の利用について600円いただきます。
- (3) サービス提供地域以外に居住する利用者の送迎にかかる費用は自己負担となります。
- (4) おむつ代・日課活動サービス等にかかる費用は自己負担となります。

6、秘密保持

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中および契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。
- (2) ただし、サービス提供するにあたり、病院・医院およびサービス提供に係る他事業所との間で利用者の情報提供(病状・サービス内容など)をすることができるものとします。
- (3) 離職した者についても、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、第三者に漏らしてはならないものとします。

7、事故発生時の対応

認知症対応型通所介護の提供を行っているときに事故が起こった場合は、家族や市町村に連絡するとともに、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な処置を講じます。

8、緊急時の対応方法

認知症対応型通所介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、その他必要時は、家族または緊急連絡先へ連絡をするとともに、速やかに主治医または担当介護支援専門員に連絡を取る等の必要な措置を講じます。ただし、家族及び緊急連絡先への連絡が取れない場合は、施設長の判断によりやむを得ず緊急車輛にて受診を依頼する等の必要な措置を講じます。

主治医		医療機関名 電話番号	
ご家族		電話番号	

9、損害賠償

- (1) 事業者は、サービスの実施にあたって、自らの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。
- (2) 但し、事業者は、自らの責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者が、事業者およびサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

10、相談窓口・苦情対応

- (1) 認知症対応型通所介護に関するご相談・苦情及び通所介護計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

担当 甲田 智洋
受け付け時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分
電話 055-243-1122

- (2) その他

市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民保険団体連合会に苦情を申し立てること

も出来ます。

各市町村担当

介護保険相談窓口

山梨県国民健康保険団体連合会

電話 055-233-9201

《説明確認欄》

◎サービス計画の締結にあたり、上記重要事項を説明しました。

事業者 古上条認知症対応型通所介護

所在地 甲府市古上条町424番地5

説明者 氏名

印

◎サービス計画の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印